

WINTER/2023
VOL.100

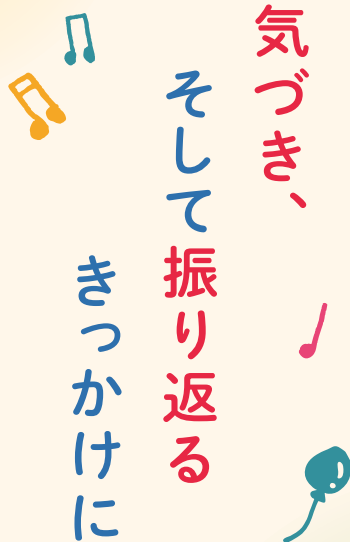
発行/(公財)東京都人権啓発センター

誰もが幸せを実感できる社会へ

TOKYO人権

生きて
いるなら、
それで
いい





公益財団法人東京都人権啓発センターでは、皆さんに「人権の大切さ」に気づき、振り返ってもらうことを目的として、毎年、人権啓発ポスターを発行しています。

ご希望の方にポスターをお付けします。
詳しくは下記までお問い合わせください。

公益財団法人東京都人権啓発センター
企画広報課 ポスター担当
電話：03-6722-0083
Eメール：homupe@tokyo-jinken.or.jp

※ポスターは3種類あります。送料をご負担ください。在庫がなくなり次第終了とさせていただきます。

- ・人権週間ロゴ入り B1縦／B3横
- ・人権週間ロゴ無し B2縦

2023年の人権啓発ポスター

「ちがう、だからこそ。」

じぶんがほかのひとと、
「ちがう」と感じることはありますか？

おおきいひとや ちいさいひと。
すばやいひとや ゆっくりなひと。
すきなたべもの はなすことば はだのいろ。
ぜんぶおなじ、なんてひととはどこにもいません。

だからこそわたしたちは、
しらないことをつたえあい、にがてなことをたすけあい、
うれしいもちをわけあうことができます。

**「ちがう」あなただからこそ、
できることがある。**

**「ちがうわたしたち」だからこそ、
いっしょにできることがある。**

公益財団法人
東京都人権啓発センター
https://www.tokyo-jinken.or.jp/

この絵はふくしせつ「就労継続支援B型事業所あおば」「多機能型事業所ワークセンターまことくらぶ」のひとたちがかいてくれました。

東京都が掲げる 17の人権課題

- 女性 ●子供 ●高齢者 ●障害者 ●同和問題(部落差別) ●アイヌの人々 ●外国人 ●HIV感染者・ハンセン病患者・新型コロナウイルス感染症等 ●犯罪被害者やその家族 ●インターネットによる人権侵害 ●北朝鮮による拉致問題 ●災害に伴う人権問題 ●ハラスメント ●性自認 ●性的指向 ●路上生活者 ●様々な人権課題 (順不同)

YouTube / 公財・東京都人権啓発センター

主催事業等に関する動画をアーカイブし、YouTubeの公式チャンネルで公開しています。
是非ご覧ください。



動画の一例

令和5年度指導者養成セミナー「SNSの教え方」／令和4年度人権問題都民講座「みんなで楽しむ映画とは。」／盲導犬・介助犬・聴導犬のユーザーによるトークイベント

公益財団法人 東京都人権啓発センター TOKYO METROPOLITAN HUMAN RIGHTS PROMOTION CENTER

〒105-0014 東京都港区芝2-5-6
芝256スクエアビル2階
TEL 03-6722-0082 (総務課)
FAX 03-6722-0084
https://www.tokyo-jinken.or.jp/



東京都人権プラザ TOKYO METROPOLITAN HUMAN RIGHTS PLAZA



(公財) 東京都人権啓発センターは東京都人権プラザの指定管理者です。

TOKYO 人権

目次 CONTENTS

3 INTERVIEW

性暴力被害から生き延びて、 当事者と研究者の間に生きる

大阪公立大学客員研究員 こまつばら おりか 小松原 織香 さん



7 子ども向け企画

きみは、知ってる？

「中米の人権ディフェンダー」リゴベルタ・メンチュウ



8 外見からはわからない障害を知ろう

知っていますか？「高次脳機能障害」

人権カルチャーステーション

〔評者〕目白大学専任講師 山中 智省 さん



9 特集

知っていますか？「合理的配慮」

一障害者差別解消法が変わります



10 JINKEN note

「こどもホスピス」ができること

一病気の子どもと家族の「今」を輝かせる

毎週土曜日
放送中！



(公財) 東京都人権啓発センターでは、身近な人権をテーマとして、リスナーに分かりやすく取り上げる人権啓発ラジオ番組を提供しています。

人権
TODAY

最近の放送テーマ 皮革と油脂のまちの歴史と現状を楽しく学ぶ「きねがわスタンプラリー」／若年性乳がん体験者の、性との向き合い方

番組名 | 人権TODAY「まとめて！土曜日」内のコーナー
放送局 | TBSラジオ FM90.5MHz／AM954kHz
放送日時 | 毎週土曜日 朝8時22分頃から5分間
キャスター | 藤森祥平さん、北村まあささん ほか



性暴力被害から生き延びて、 当事者と研究者の間で生きる

こまつばら おりか
小松原 織香さん

大阪公立大学客員研究員

「私はあなた（加害者）と話したい」
当事者としての願い

私は19歳の時に性暴力に遭いました。そのことにより、子どもの頃から培ったアイデンティティは破壊され、全く別の人生が始まりました。被害を生き延びた人たちのことを「サバイバー（生存者）」と呼びます。たくさんものを失ったけれど、私は今も生きているし、元気に暮らしています。おそらく、見た目では分かりません。

若い頃は、精神科医やカウンセラーの言葉にいつもがっかりしていました。かれらは、私を「ものが考えられない哀れな人間」として扱い、対等に話をすることはありませんでした。

たしかに当時の私は打ちのめされていました。つらい記憶がよみがえり、苦しみあまり「死ぬしかない」とも思いました。でも、私は自分の意思をはっきりと持っていました。加害者に謝ってほしかったし、対話をしたかったのです。

残念ながら、当時の性暴力の被害者支援では、加害者は危険であるから二度と会ってはいけないと考える人がほとんどでした。もし、本当のことを言えば「あの人は回復していない」「加害者にとらわれている」とマイナスの見方をされました。だから、私も黙っていました。

私が変わったのは、自助グループに参加したのがきっかけです。レイプ、児童



こまつばら・おりか

1982年兵庫県生まれ。大阪公立大学客員研究員。大阪府立大学大学院人間社会学研究科博士後期課程修了。博士（人間科学）。著書に『性暴力と修復的司法』（西尾学術賞受賞）、『当事者は嘘をつく』。戦争、犯罪、災害などのサバイバー（生存者）のその後を研究対象とするほか、修復的正義の研究を行っている。



『当事者は嘘をつく』
（筑摩書房）

仲間との出会いを通して 社会の問題に気づいていった

性虐待、上司からの性暴力、DV（親しい人からの暴力）、みんな違う形での被害を受けてきたけれど「誰にも言えなかった」ことは同じでした。全員が当事者だという空間で、初めて私は胸の奥深くに突き刺さった痛みを言葉にしていけることができました。私を救ってくれたのはサバイバーの仲間たちです。

サバイバーが集まれば、「加害者に会いたい」「謝ってほしい」という言葉がどんどん出てきます。そのとき、私は性暴力の被害者と加害者の対話の必要性を確信しました。専門家の言葉より、仲間の言葉を信じました。

自助グループの思い出はきれいな話だけではありません。傷ついた人間が寄り集まれば、喧嘩も起きるし、お互いの被害の重さ比べ、嫉妬や攻撃も始まります。私はそういう醜い感情の全てを受け止めたかった。それくらい、当時は仲間への想いが熱かったからです。

かれらの言葉を聞くと、性暴力による心の傷以外の困難が見えてきます。多くの仲間たちは貧困や飲酒、薬物、借金、就労困難、障害、難病、精神疾患、カル

ト宗教、子育てや介護など、複雑な問題を抱えていました。一般的に言えることですが、社会的に弱い立場にある人は、災害や暴力に襲われた時、より深刻な被害を受けやすい。性暴力では、まさにこの構造の中で弱い立場にある人たちがシビアな状況にありました。

それを目の当たりにして、私は「死んでる場合じゃないぞ」と思いました。性暴力の問題を考えるには、社会構造を捉え、分析する必要がある。私は俄然、奮い立ちました。

「専門家の立場から反撃しよう」 闘うために大学院に進学

私は大学院への進学を決意し、修復的正義の研究を始めました。修復的正義とは、被害者と加害者の対話のプログラムを中心とした、紛争解決のアプローチです。近所の図書館の最新刊のコーナーに並んでいた法学雑誌を手にとったところ、偶然、知ることになりました。その頃は法学なんて興味がなかったのに。運命だったのかもしれない。

その雑誌は修復的正義の特集をしていて、性暴力被害者の支援をしている精神科医が、性暴力の場合は被害者と加害者の対話は不可能だという調子で論考を書いていました。私は彼女に反論したいと思いました。相手は英語論文をもとに議論を進める専門家です。同じ土俵に立



それから10年近く、院試を受け、修士課程・博士課程に進み、論文を書く生活が続けました。2016年には性暴力事例における修復的正義の可能性を探究した博士論文を執筆し、翌年には出版しました。（『性暴力と修復的司法対話の先にあるもの』成文堂、2017年）

水俣で出会った人たち
「当事者」の痛みはわからない

研究者になった私は、「水俣」に出会って、大きく方向転換をする事になりました。水俣では、1956年に水俣病患者が公式に確認されて以降、公害の問題が長く続いてきました。今も、地域に暮らす人々の間には水俣病をめぐって深い分断があります。その中で、他の地域から水俣に移り住み、被害者の支援を続ける人たちに私は出会いました。

それまで私にとって支援者とは、被害者を助けることを生業とした職業人でした。でも水俣では、どっぷりと地元に浸かつて、人生の全てが水俣病に繋がるような生き方をしている支援者がいくらでいます。その良し悪しはともかく、「どこから支援者と当事者の線引きをしようか」と私は悩み始めました。他方、かれ



らは未熟な研究者であつた私を受け入れてくれるようでした。

同時に、私が困ったのは水俣病の被害を受けた当事者の苦しみが全く分からなかったことです。もちろん、学べば学ぶほど被害の深刻さは理解できますし、当事者の言葉をじつと聞けば胸が痛み、言葉を失うほど衝撃を受けます。しかし、どんなに共感しようと努めてみても、自分が性暴力の被害で苦しんだ、当事者としての痛みの激烈さとは、比べものにならないのです。「やつぱり当事者の痛みは伝わらないものなんだな」と納得するしかありませんでした。

水俣で出会った支援者と「当事者の痛みは分からない」ことを前提としながらも「第三者がこの地でできることはあるのか」について何度も話しました。今も私の中で明確な答えはありません。それでも水俣を訪れ、自分の鈍感さに直面しながら、当事者の言葉を聞き続けています。

なぜ「支援者」になるのか
「嬉しく思えない」という話

世の中では社会的に弱い立場にある人の支援者は善人だとされていますよね。でも、私は変だと思っています。どうしても見ず知らずの人を助ける職業に就きたいのかを考えると、その動機は何なのかになります。

通常であれば、私たちは個人として人と出会い、相手の持つ弱みに気づきます。ときには差別されてきた経験を知り、その人の力になりたいと思うでしょう。それは自然で美しい行為です。

支援者になりたがる人は、最初からラベルのついた弱者に自分から近寄つていくようなものです。でも、よく考えてみると、ひとりの人間のごく一部だけをクローズアップして、そこだけを見ようとする欲望は奇妙に思えます。

正直にいうと、私は自分に対して「性暴力被害者だから」という理由で近寄ってくる人は嫌いです。相手は私が物珍しいのかもしれない。知りたい情報があるのかもしれない。その人の過去に何かあったのかもしれない。でも、私は性暴力被害者である前にひとりの人間です。「私はあなたが学ぶための素材ではない」と伝えたいです。

当事者としてカミングアウトすることは、一方的に属性のラベルを貼られることを受け入れ、教育材料にされることを

引き受けることでもあります。でも、い
つだって気分は悪いし、「嫌だな」と思っ
ています。そのことは念頭に置いていて
ほしいです。

「支援者になりたい」というのも同じことです。当事者は支援されるために存在しているわけではありません。私は性暴力について学ぶための講座では、いつも「『相手を助けたい』という欲望をコントロールしましょう」と伝えていきます。「救世主になりたい」という願望を抑えて、相手の言葉を黙って聞く。そうすることが良い支援の第一歩です。主役は支援者ではなく当事者ですから。

他人を助けたがる人は、もしかすると「本当は自分が救われたい」とか、「救われなかった過去の自分を救いたい」という思いがあるのかもしれない。あるいは、相手の痛みと自分の痛みを重ねて、分かり合った気分になっているだけという可能性もあります。

私自身、水俣病の被害を受けた人たちに、同じことをしています。研究者という第三者の立場でありながら、勝手に当事者に自己同一化して、水俣という場から離れられなくなっているのです。人がそういう巻き込まれ方をすることを、私自身もよく分かっています。ただ、それは美しくも善くもない行爲です。その出発点は自覚する必要があると思います。

「他人の痛みは分からない」ことから 出発して他者と向き合う



性暴力の報道についてと
大切にされる価値について

性暴力についての報道に、世間の人たちが関心を向けることは良いことだと思います。でも、私はそういう話題が出ると、その場を離れて会話に加わらないようにします。

私が具体的な事件について自分の考えを述べるのは、直接、被害者や加害者に関わったときだけです。よく講座でも「この事件についてコメントしてください」と言われますが、原則としてお断りしています。流行の話題として消費したくありませんし、報道には出てこない、深く立ち入れない世界があるはずだからです。

報道ではセンセーショナルに、権力者による激しい性暴力が報じられますね。でも、実際にはもつと地味で、「これは暴力だろうか」と被害者自身が戸惑うような、日々の暮らしの中の性暴力がたくさん起きています。

例えば、最近は男性の性暴力被害に注目が集まっています。特殊な場所でもなく、学校の教室で無理やり服を脱がされたり、触られたりした男の子たちはいます。「男同士の悪ふざけ」だと割り切つて、心の痛みをかき消している人もいます。つらい体験に「性暴力」と名前をつけることは、救いにもなれば傷つきにもなります。無理に「正しいこと」をする

必要はありません。

人権の話が嫌いな人もいます。「マイノリティは立ち上がらないといけないし、傷ついた人は回復しないといけない」というお説教をされるかもしれないと身構える人もいます。でも私は、「無理に回復しなくてもいいし、立ち上がらなくてもいい。誰かを助けなくていいし、理解しなくてもいい」と本気で考えています。

今、この文章を読んでいる方の中にも「生きていくのが大変だ」と感じている人がいるでしょう。そういうときは、生き延びるだけで十分ではないでしょうか。「あなたには大切にされる価値がある」ということが、人権があるということだと私は思うからです。

インタビュアー 吉田 加奈子（東京都人権啓発センター専門員）／編集 杉浦由佳／撮影（表紙・2～6ページ）百代

小松原さんのおすすめ書籍



『その後の不自由
「嵐」のあとを生きる人たち』
上岡 陽江・大嶋 栄子 著（医学書院）

本人の加筆・修正による文章を掲載しています。このため、文章は個人的見解を含みます。

（「TOKYO人権」編集部）

きみは、
知ってる？

「中米の

人権ディフェンダー」

リゴベルタ・メンチュウ

困難な境遇の中でも権利を守るために声をあげ、世界を変えた人たちがいます。自ら人権を守るために行動できる人を「人権ディフェンダー」と呼びます。
今回は「リゴベルタ・メンチュウ」の生き方を見てみましょう。



私たちが自分で
変えようと思わなければ、
世界は決して変わらない



リゴベルタ・メンチュウ

リゴベルタは、1959年、グアテマラで先住民の一家に生まれ、8歳のときからコーヒー農園で働いていました。当時、先住民はひどい扱いを受けていて、差別への抗議や生活を良くするための運動をしていたリゴベルタの家族は、軍隊に殺されてしまいました。悲しみの中から立ち上がった彼女は、貧しい農家の人たちをまとめ、政治を変えるために、祖国の悲惨な状況を世界に訴えました。
1992年にノーベル平和賞を受賞し、その後、彼女の働きやノルウェーの手助けなどにより、36年間続いた祖国の内戦が終わりました。現在も世界中の先住民の人々が公平に扱われるように運動を続けています。



もっと
知りたい
ときは

『世界のすごい女子伝記』

(キャスリン・ハリガン 著／サラ・ウォルシュ イラスト／ふしみみさを 翻訳／講談社)

※1 人権を守るという強い意志を持ち、自ら行動し平和的に人権を促進していく人。

※2 その地域にもともと住んでいた民族。例として、アメリカ大陸のアメリカ先住民やオーストラリアのアボリジニ、北海道のアイヌ民族などが挙げられる。

知っていますか？ こうじのうきのうしょうがい 高次脳機能障害

こうじのうきのうしょうがい びょうき こうつうじこ
高次脳機能障害とは、病気や交通事故などで脳の
いちぶ きず しこう きおく こうい げんご
一部が傷ついたために、思考・記憶・行為・言語・
ちゅうい のうきのう いちぶ しょうがい お じょうたい
注意などの脳機能の一部に障害が起きた状態をい
います。まわ ひと じゅうぶん りかい え むずか
まわ ひと じゅうぶん りかい え むずか
周囲の人から十分に理解を得ることが難
しく誤解されてしまうことがあります。こうじのうき
のうしょうがい ていど かた ひと ほんにん
能障害の程度やあらわれ方は人それぞれで、本人
がきづきにくいこともあります。

どんなことに困る？（一例）

かんじょう よつきゅう
感情や欲求のコントロールがきかず、まわ み
感情や欲求のコントロールがきかず、周りから見れば
さいさい さいさい はら た なみだ
些細なことでも、腹を立てたり、涙もろくなったりする。

どうしたらいい？

かんきょう へんか かんじょう たいおう むずか
環境の変化やマイナス感情への対応が難しく、スト
レスが溜まりやすいという方もいます。こうした方
ができるだけ こんらん かんらん あんしん ず
できるだけ混乱せず、安心して過ごせるように、
つぎ なに よ みとお た
次に何をすれば良いかの見通しが立てられるように
くふう かんきょう つく たいせつ
工夫した環境を作ることが大切です。

東京都福祉局ホームページ
(<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/tokyoheart/shougai/koujinou.html>) を参考に作成。

がいけん
外見からはわからない
しょうがい
障害を知ろう



人権カルチャーステーション

「人権の視点」をもつことで世界の見え方が変わる

Series-2

中高生向け
ブックレビュー

『透明な夜に駆ける君と、目に見えない恋をした。』

障害者



志馬 なにがし 著
raemz イラスト
GA文庫 (SBクリエイティブ)
2023年

見えない彼女が見ている世界を想像すること

中高生の皆さんは今後の進学や就職を機に、新たな出会いや経験を得て世界を広げていくことでしょう。そして、時にそれは、自分の生き方や目標を大きく変えてしまうほど、鮮烈なものになるのかもしれません。本作に登場する内気で事なかれ主義の大学1年生・空野かけるもまた、盲目の同級生・冬月小春と出会い、障がい※がありながらもポジティブにふるまう彼女の姿に心魅かれ、変化と成長を見せていきます。本作では、そんな二人の恋愛

物語が繊細に紡がれるのですが、健常者が視覚障がい者に抱いてしまいがちな誤解、偏見、諦念、さらには、何らかの「壁」を作ってしまうことの問題も描かれていきます。同時に、たとえ障がいの有無という差があったとしても、お互いを理解する、寄り添おうとしていく想いがあれば、前述の問題は克服できることを真摯に伝えているのです。——もしもこの先、あなたに同様の出会いがあったなら、本作をぜひ、道標の一つとしてみては？

評者

山中 智省（やまなか・ともみ） 目白大学専任講師

日本近現代文学、サブカルチャー研究。『小説の生存戦略：ライトノベル・メディア・ジェンダー』（青弓社、2020年、共編）など。

※ 本作では「障害」を「障がい」と表記しているため、ブックレビューにおける表記も本作に倣います。

特集
知って

いますか？

「合理的配慮」

— 障害者差別解消法が
変わります

提供されている設備やサービス等について、障害のない人は簡単に利用できても、障害のある人にとっては利用が難しく、結果として障害のある人の活動などが制限されている場合があります。このような制限を作り出している社会のバリアは取り除いていかなければなりません。そのため、障害者差別解消法^{※1}は、行政機関等や事業者に対し、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を定めています。事業者についてはこれまで「合理的配慮の提供」は努力義務でしたが、2024年4月1日からは法的義務^{※2}になります。改正法の施行を前に、内閣府障害者政策委員会委員で日本・東京商工会議所産業政策第二部長の大下英和^{おおしたひでかず}さんにお話を伺いました。

大切なのは、
建設的対話による相互理解

様々な事業主に話を聞く中で、中小企業にこの法律が浸透しているとは言えないと感じている大下さんは、「障害のある人に、事業やサービスを利用してもらうた経験のない事業者にとっては、この法律を自分ごとと捉えられていないのかもしれない」と分析します。その結果、事業者と障害のある人との間で、改正法への認識や理解の程度に隔たりが発生することを大下さんは懸念します。そうならないためには、「双方による建設的な対話が重要」と大下さんは力を込めます。

「合理的配慮の提供」とは、行政機関等や事業者に対して、障害のある人から、手助けや必要な配慮について意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で、柔軟な対応を講じることです。例えば、障害により指を動かすのが難しく、会計のときに財布から小銭を取り出すのに手間取ってしまうので手伝って欲しいと申し出があった場合、本人によく確認しつつ、店員が代わりに小銭を取り出して会計を行うなどの対応が、合理的配慮の提供と言えます。何を、どの程度するべきといった正解はありませんが、「前例がありません」と「特別扱いできません」と配慮の提供を拒むことがあってはなりません。同じ障害でも程度によって適切な配慮が異なり、個別に検討することが必

要となります。そのため、建設的な対話による「相互理解」が重要となるのです。「障害のある方には、こうしてもらおうと利用しやすいなどの意見をどんどん言ってもらうことで、事業者の方も理解をしていく。そういう事例が出てくると、社会全体の経験値が上がり、『合理的配慮の提供』が広がっていくのではないかと大下さんは感じています。障害のある人と事業者等が、対話を重ね、共に解決策を検討していくことが重要なのです。

共生社会の実現に向けて

東京都が、インターネット都政モニター500人（18歳以上の都民）を対象に行ったアンケートで、「合理的配慮の提供」という考え方を知っているか聞いたところ、約7割が「知らない」と回答しました。一方、行政機関や事業者が、機会の平等のために必要な範囲で、障害のある人に配慮し、優遇する対応を取ることを「必要だと思う」は97・4%という結果が出ており、多くの人がその必要性を認識しています。

東京都では、障害者差別解消に関する相談事例などを公開しています。また、内閣府でも事業分野ごとの対応指針や相談窓口情報などを発信しています。このような情報を活用することで、「合理的配慮」とはどのようなものか、それぞれが理解を深めていくことができます。「配

慮が必要な人も普通に買い物や外食もするし、遊園地にも行くというところが、当たり前に行ける社会になっていくといい」と、大下さんもこの法改正を機に社会全体が変わることを期待します。世の中に広く「合理的配慮」の考え方が認知されることは、誰にとっても生きやすい社会になる可能性を秘めているのです。インタビュー・執筆 山田真結（東京都人権啓発センター専門員）



大下 英和さん

● 参考になる情報サイト ●

「不当な差別的取扱い」、「合理的配慮の提供」についてや、事業者の障害者差別解消に関する取組事例・相談事例などを掲載しています。

内閣府／障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/documentcollection/>

東京都福祉局／障害者差別解消に関する普及啓発サイト

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/sabetsukaisho_yougo/sabekaikihatsu.html

※1「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」2013年制定（平成25年法律第65号）、2021年改正（令和3年法律第56号）。

※2「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」（平成30年東京都条例第86号）では、2018年10月施行当初から事業者による「合理的配慮の提供」を義務としている。

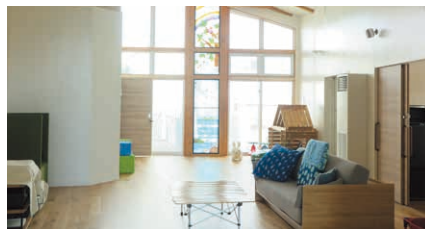
※3「令和3年度第4回インターネット都政モニターアンケート 東京都障害者差別解消条例等について」（令和3年11月実施 487人回答）。

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2022/02/01/01.html>

JINKEN note

Column | こどもホスピス—子どもや家族が安心して楽しく過ごせる“第3の場所”

病気とともにある子どもの権利を守る

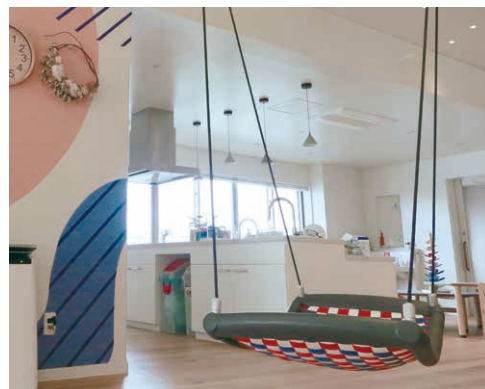


「こどもホスピス」ができること
— 病気の子どもと家族の「今」を輝かせる

小児がんや難病など、生命にかかわる病気とともにある子どもや家族が、遊びながら一緒に過ごせる場所として「こどもホスピス」が注目されています。自宅や病院とは違う、安心して楽しく過ごせる「第3の場所」を増やしたいというニーズの高まりから、「こどもホスピス」の設立を目指すプロジェクトが、全国で動き出しています。国内では3例目で、東日本では唯一の子ども専用のホスピス「横浜こどもホスピス」うみとそらのおうち」を取材しました。

子どもの思いを叶える場所

「横浜こどもホスピス」うみとそらのおうち」（横浜市金沢区）は、2021年11月の設立以来、のべ336組以上の家族が利用してきました。病児が家族と宿泊できる居室のほか、家族風呂、対面キッチンなどを備えています。子どもたちが希望するのは、家族や友だちとピザを作ったり、屋内でテントを張ってキャンプ体験をしたりすることなどで、特別なことではありません。子どもが誰でも持つ「遊ぶ権利」^{※2}は、入院中では後回しになりが



寝転がって乗れる室内ブランコと、大勢でも料理できる広々としたキッチンを用意している。

ちです。普段はできない遊びを実現できる場所にもなっていることから、子どもたちからは「滞在を楽しみに治療に励める」という声が届いています。病気とともにある子どもの権利が守られる場所として、存在意義が高まっていると言えます。

想いが支援の輪をつなぐ

病児の家族を地域から孤立させないこと、闘病中でも成長し続ける子どもの発達を制限しないことを目的に、遊び、思い出を共有する場所として「うみとそらのおうち」は生まれました。運営財源は、企業や個人からの寄付を主に、横浜市が土地を30年間無償で貸し付けるなど、多方面から集まった善意によって支えられています。現在では200名の地域ボランティアを抱えるほか、食器や食品、装

飾品から遊具まで、施設内のいたるところに寄贈品があり、支援の輪が広がり続けていることを感じます。

孤立を防ぎつながる場として

娘の闘病経験から子ども専用のホスピスの必要性を感じ、設立を働きかけた認定NPO法人横浜こどもホスピスプロジェクト代表理事の田川尚登^{たがわ しのぶ}さんは、「いかに子どもと過ごしたかという思い出が家族にとっても大事」と話します。七五三、誕生日など、家族行事を行う場所としても使われており、利用した家族の「こんなに笑ってる顔、見たことなかった」という言葉が印象に残っていると言います。

田川さんは、「治療に専念してほしいという善意のつもり言葉が、周囲との関係を遮断してしまい、家族の孤立を生むことがあります。子どもの思いを大切に、子どもらしく過ごす機会を守りながら大勢の人と時間を共有できる施設としてあり続けたい」と、地域とのつながりの中で運営していくことを目指しています。インタビュー・執筆 吉田加奈子（東京都人権啓発センター専門員）



田川 尚登さん

※1 所在地：横浜市金沢区六浦東1-49-5 電話：045-353-3153（事前予約制、利用料等についてはホームページ <https://childrenshospice.yokohama/index.html>）

※2 子どもの権利条約の第31条に「休息及び余暇についての権利」が明記されています。

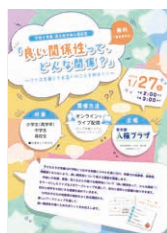
EVENT 人権啓発行事のご案内とお知らせ

クローズアップ人権コーナー 国際Dayで巡る12か月

様々な人権課題

難民や病気の罹患者、障害者、ジェンダー、子供等、世界の人権問題に関する国際デーについて、制定の経緯や関連する人権問題、啓発キャンペーン等とともに解説した展示を行います。

展示
日時 2023年12月27日(水)～2024年11月30日(土)
開室時間 9:30～17:30 日曜・年末年始休館(祝日は開館)
会場 東京都人権プラザ 1階 展示室



第2回子供人権教室

「良い関係性って、どんな関係?」 ～クイズを通じてお互いのことを知ろう!～

ワークショップを通して、友達、家族、恋人などとの良い関係性を築くためのポイントを学び、性暴力の予防につながる知識とスキルを身に付けます。

教室
日時 2024年1月27日(土) 14:00～15:00
講師 中谷 奈央子(思春期保健相談士)
宮原 由紀(性教育サイト「命育®」代表)
対象 小学生(高学年)～高校生、保護者との参加可
申込締切 2024年1月19日(金)
定員 オンライン(Zoom) 100名

子供

第3回人権問題都民講座

多様な性が認められる社会に向かって ー「思いやり」を超えた環境づくりのために

性的マイノリティが社会の中でどのような困難を抱えているかを学び、課題を具体的に解決していくために一人ひとりがどのような視点から行動すべきかを考えます。

講座
日時 2024年1月25日(木) 18:30～20:30
講師 神谷 悠一(LGBT法連合会事務局長)
申込締切 2024年1月18日(木)
定員 会場60名、オンライン(Zoom) 200名

性自認 性的指向

第2回人権啓発指導者養成セミナー

「ビジネスと人権」ー今知りたい動向とインクルーシブのあり方

令和2年度人権啓発指導者養成セミナー「ビジネスと人権」の続編として、最新の動向を伝える内容で実施します。
また、企業等にとってのインクルーシブのあり方について、実践の手がかりを得る機会とします。

講座
日時 2024年2月6日(火) 14:00～16:00
講師 氏家 啓一(GCNJ事務局次長)
星 賢人(株式会社JobRainbow代表取締役CEO)
対象 企業、団体等の人権研修担当者
申込締切 2024年2月1日(木)
定員 オンライン(Zoom) 100名

様々な人権課題

人権啓発行事

映画「沖縄カミングアウト物語 かつきママのハグ×2 珍道中!」 上映とトーク

映画を通して、多様性のある社会についての理解を深める機会としたいと思います。

イベント
日時 2024年1月23日(火) 13:30～16:30
会場 台東区生涯学習センター 2階ミレニアムホール(台東区西浅草3-25-16)
申込締切 2024年1月12日(金)
定員 300名(無料。事前申し込み制・先着順)
問い合わせ (公財) 東京都人権啓発センター TEL 03-6722-0085

性自認 性的指向

東京都人権プラザ(指定管理者:(公財)東京都人権啓発センター) 港区芝2-5-6 芝256スクエアビル TEL 03-6722-0123

(公財) 東京都人権啓発センター賛助会員募集のご案内

皆様とパートナーシップを築き、人権意識の高揚、人権問題の解決に向けて、ともに手を携えてまいりたいとの趣旨から「賛助会員制度」を設けております。趣旨にご賛同いただき、是非ご加入下さい。

団体会員の皆様

(公財) 東京都農林水産振興財団
(公財) 東京都中小企業振興公社
(株) 首都圏環境美化センター
(一財) 東京都人材支援事業団
東京都中小企業団体中央会
(公財) 東京都障害者スポーツ協会
(公財) 東京都つながり創生財団

東京都下水道サービス(株)
(公財) 東京都歴史文化財団
(一財) 東京都営交通協力会
(一社) 東京都信用組合協会
(一社) 医療大麻 dot オルグ
(公財) 東京都福祉保健財団
(公財) 東京都学校給食会

(一社) 東京環境保全協会
東京臨海高速鉄道(株)
(株) 東京エイドセンター
(公財) 東京しごと財団
東京交通サービス(株)
東京都人権啓発企業連絡会
多摩都市モノレール(株)

東京都職員信用組合
東京都商工会連合会
(株) 東京ビッグサイト
(公財) 東京観光財団
(公財) 東京税務協会
東京都立大学法人
(一財) 東京都弘済会

東京都住宅供給公社
自治労東京都本部
東京食肉市場(株)
東京港埠頭(株)
(株) ゆりかもめ
東京都競馬(株)
(株) 東京交通会館

(順不同)

個人賛助会員

一口 2,000 円

団体賛助会員

一口 30,000 円



問い合わせ

TEL 03-6722-0083

((公財) 東京都人権啓発センター 企画広報課まで)

編集後記 国内外で、人権が著しく侵害され、国際的な約束事が破られ続けている現実があります。等しく尊いはずの命が、戦場で失われることに多くの人が葛藤を感じていると思います。インタビューで語られた「あなたには大切にされる価値がある」。人権という言葉を使わずとも、互いにこう思えるのなら、傷つけ合うことはないはず。国や宗教、信じる正義など違いはあっても、大切にされなくていい人などいないのですから。(吉田)

誰もが幸せを実感できる社会へ

TOKYO人権

Vol.100 2023年冬号 2023年12月28日発行(年4回発行)



マルチメディア DAISY 版を作成しています。ご希望の方は(公財) 東京都人権啓発センターまでお問い合わせください。「DAISY(デージー)」とは、視覚障害などさまざまな理由で活字を読むことが困難な方のための、デジタル図書です。

この冊子は再生紙を使用しています。本誌の無断転載はお断りします。本誌を研修等でご利用の際は出典をご明記ください。

制作 株式会社ブックマーク

発行 公益財団法人 東京都人権啓発センター
〒105-0014 港区芝2-5-6 芝256スクエアビル2階
TEL 03-6722-0085 FAX 03-6722-0084
<https://www.tokyo-jinken.or.jp/>